

令和元年度 貨物自動車運送事業 過労運転等撲滅運動実施要綱

1 目的

貨物自動車運送事業については、全国的に長時間労働に起因する重大な交通労働災害、過重労働による過労死等に係る労災申請事案が後を絶たない状況にある。

特に、宮崎県においては、地理的な事情から長距離運行が行われることが多く、平成30年における運輸業界の年間総実労働時間をみると、全国2,023.2時間に対し宮崎県2,174.4時間と約150時間長くなっている。また、宮崎県内の道路貨物運送業における労働災害(休業4日以上)は、平成30年は全産業1,334件に対し133件(交通事故1件)と全産業の約1割を占めている。

このような状況の下、秋の全国交通安全運動期間を中心とした期間に、関係行政機関及び関係団体が連携し、過労運転防止対策、交通事故防止対策、労働災害防止対策の徹底を図り、過労運転防止による災害防止等について、事業者と荷主の取組を促進することを目的とするものである。

2 名称

貨物自動車運送事業過労運転等撲滅運動

3 スローガン

みんなで取り組もう 安全運行を支える環境づくり

4 実施期間

令和元年9月21日(土)から令和元年10月20日(日)まで

5 主唱者

厚生労働省宮崎労働局

宮崎県警察本部

陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部

国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局

一般社団法人宮崎県トラック協会

6 実施者

貨物自動車運送事業者

荷主

7 主唱者の実施事項

(1) 厚生労働省宮崎労働局

事業主団体及び荷主等に対する協力要請

事業者等に対する同運動の各対策の周知、啓発及び取組の促進

事業場に対する監督指導等の実施

(2) 国土交通省九州運輸局宮崎運輸支局

事業主団体及び荷主等に対する協力要請

事業者等に対する同運動の各対策の周知、啓発及び取組の促進

事業場に対する指導等の実施

(3) 宮崎県警察本部

交通安全教育の実施

街頭指導の実施
関係団体等に対する協力要請

- (4) 一般社団法人宮崎県トラック協会・陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮崎県支部
自動車運転者及び安全管理者等に対する教育・研修の実施
荷主に対する協力要請
パトロール等の実施
事業者に対する労働災害防止対策等徹底の要請

8 実施者の実施事項

(1) 貨物自動車運送事業者

経営トップ自らによる過労運転等撲滅の宣言
安全管理体制の確立と安全管理者等の職務の完遂
過労運転防止対策の検討
交通事故・労働災害防止のための点検・改善の実施
経営首脳、安全管理者等による安全パトロールの実施
安全衛生教育の実施

(2) 荷主

発注条件を明確にした計画的・合理的な発注
適切な運行時間を考慮した到着時刻等の設定
荷役作業を行わせる場合の安全対策の実施

9 撲滅運動における重点事項

(1) 過労運転防止対策

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準に基づいた運行計画の策定
労働時間の適正な管理
過重労働防止対策の周知・徹底
健康診断の実施及び事後措置の徹底

(2) 交通事故防止対策

交通労働災害防止担当管理者の選任
交通労働災害防止推進計画の作成
乗務記録等による適正な運行管理
悪質・危険な運転行為の防止
交通安全教育の実施

(3) 労働災害防止対策

安全衛生管理体制の確立及び活動の活性化
年間安全衛生管理計画の作成
安全衛生教育の実施
荷の積卸し作業時の労働災害防止対策の徹底

10 その他

宮崎労働局に事務局を置く。
事務局は、必要に応じ、関係行政機関・団体を招集し会議を開催する。